

## スライド条項の取扱いについて

項 目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (残工期が2ヶ月以上あることにとらわれず、 総合的に判断し柔軟に対応)	すべての工事 ただし、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に 対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の 負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能